

**指定居宅介護、重度訪問介護、同行援護及事業所
ナイスケアリング大田原かじや 重要事項説明書**

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護、同行援護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ナイスケアリング
代表者氏名	代表取締役 奥村 友
所在地	栃木県大田原市本町一丁目 2714 番地（ビルラポール 1 F-B）
電話番号	0287-22-2100
設立年月日	平成 29 年 5 月 18 日

2 サービス提供を担当する事業所について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	ナイスケアリング大田原かじや
栃木県指定 事業所番号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
指定年月日	
事業所所在地	栃木県大田原市加治屋 9 4 番地 1 0 6 コーポ吉崎 1 0 1
連絡先	TEL 0287-47-4171 FAX 0287-47-4172
通常の事業の 実施地域	大田原市（旧大田原市）、那須塩原市（旧西那須野町） サービスの提供にあたっては利用者の相談に可能な限り応じるものとする。

（２）事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社ナイスケアリングが設置するナイスケアリング大田原かじや（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）、同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
-------	--

運 営 方 針	事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。 2 事業所は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該利用者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援助、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等の外出に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。 3 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。 4 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 5 前五項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年栃木県条例第 19 号)及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年栃木県条例第 21 号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。
---------	---

(3) 営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日 及び 営業時間	月曜日から金曜日とする。ただし国民の祝日、8 月 13 日から 8 月 15 日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日を除く。 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
-------------------	---

サービスの提供にあたっては、通常の営業時間・営業日に関わらず、利用者等からの相談に可能な限り応じるものとする。

(4) 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 1名
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	① 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画及び行動援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。 ② 居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。 ③ 利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	常勤職員及 び非常勤職 員 1名以上
従 業 者	① 居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。 ② サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常 勤 職 員 及 び 非 常 勤 職 員 2名以上

3 サービスの主たる対象者について（該当する障害種別を記入）

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・ 難病患者等
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）
同行援護	視覚障害を有する身体障害者・視覚障害を有する障害児（身体に障害のある児童のみ）

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	その他必要な身体の介護を計画に基づいて行います。

家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
通院等乗降介助		通院のための乗車又は降車の介助をおこなう。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
同行援護		・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

その他、生活等に対する相談や助言を行います。

（２）従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）

⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

（３）サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の１割を上限）を事業者にお支払いただきます。

サービスの種類時間等		利用料（単位）	
身体介護	30 分未満	255	
	30 分以上 1 時間未満	402	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	584	
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	666	
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	750	
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	833	
	3 時間以上	916	
	3 時間以上 30 分増すごとに	83	
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30 分未満	255	
	30 分以上 1 時間未満	402	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	584	
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	666	
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	750	
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	833	
	3 時間以上	916	
	3 時間以上 30 分増すごとに加算	83	
家事援助	30 分未満	105	
	30 分以上 45 分未満	152	
	45 分以上 1 時間未満	196	
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	238	
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	274	
	1 時間 30 分以上	309	
	1 時間 30 分以上 15 分増すごとに加算	35	
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30 分未満	105	
	30 分以上 1 時間未満	196	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	274	
	1 時間 30 分以上	343	
	1 時間 30 分以上 30 分増すごとに加算	69	
重度訪問介護	重度訪問介護Ⅰ（1 時間未満）	213	重度障害者等の場合
	重度訪問介護Ⅰ（1.5 時間未満）	104	
	重度訪問介護Ⅰ（2 時間未満）	106	
	重度訪問介護Ⅱ（1 時間未満）	201	区分 6 に該当する場合

	重度訪問介護Ⅱ（1.5時間未満）	98	
	重度訪問介護Ⅱ（2時間未満）	100	
	重度訪問介護Ⅲ（1時間未満）	185	重度訪問介護サービス費
	重度訪問介護Ⅲ（1.5時間未満）	90	
	重度訪問介護Ⅲ（2時間未満）	92	
	重度訪問介護移動加算（1時間未満）	100	
同行援護	30分未満	190	
	30分以上1時間未満	300	
	1時間以上1時間30分未満	433	
	1時間30分以上2時間未満	498	
	2時間以上2時間30分未満	563	
	2時間30分以上3時間未満	628	
	3時間以上3時間30分未満	693	
	3時間30分以降30分増すごとに	65	
	障害支援区分3に該当する方	20%加算	20%加算
	障害支援区分4以上に該当する方	40%加算	40%加算

※応能負担となるため、ご負担が無い場合もあります。

※負担上限月額が設定されている場合は1割負担額と上限月額の金額のうち少ないほうが適用となります。

◆1単位は10円となります。

◆地域加算 大田原市7級地 那須塩原市 矢板市 那須町はその他

1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	1 回につき (1 月 2 回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

◆別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定事業者が、指定サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。

現在該当に○	内容	加算単位数	利用者負担額
	特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位の 20/100	左記の 1 割
○	特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位の 10/100	左記の 1 割
	特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位の 10/100	左記の 1 割
	特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位の 5/100	左記の 1 割
	該当なし		

居宅介護・同行援護

現在該当に○	内容	加算単位数	利用者負担額
○	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×27.4%	左記の 1 割
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×20%	左記の 1 割
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位×11.1%	左記の 1 割
○	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位×7%	左記の 1 割
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×5.5%	左記の 1 割

重度訪問介護

現在該当に○	内容	加算単位数	利用者負担額
○	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×20%	左記の 1 割
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×14.6%	左記の 1 割
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位×8.1%	左記の 1 割
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位×7%	左記の 1 割
○	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×5.5%	左記の 1 割

◆居宅介護・同行援護・重度訪問介護共通 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

現在該当に○	内容	加算単位数	利用者負担
○	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×4.5%	左記の 1 割

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。
- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ※ 特定事業所加算・処遇改善加算について種類の変更がある場合には、事前にあらかじめ利用者に文書にて通知いたします。

(4) その他（ご利用者のご負担となります）

・サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費	利用者の別途負担となります。
サービスを提供する地域と実費がかかる場合について(事前に文書による説明をした上で支払いに対する同意を得て実施)	通常地域 大田原市（旧大田原市） 那須塩原市（旧西那須野町） 矢板市 通常の事業の実施範囲を越えてから片道おおむね5キロメートル未満 300円 通常の事業の実施範囲を越えてから片道おおむね5キロメートル以上 5キロメートル増すごとに 5キロ毎につき300円

介護給付の対象とならないサービスについては原則行いません。ただしやむを得ない事情がある場合に限り、その都度利用者、家族、代理人に料金についての説明を行い、同意があった場合の料金については利用者の実費負担とし時間に応じて料金を徴収いたします。この場合、計画に基づいた当該サービスは直ちに中止となります。

最初の30分未満	30分を越え増すごとに15分毎につき
2000円	1000円

紙おむつ、リハビリパンツ、尿取りパッド 1枚 200円

5 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、原則としてサービスを利用した月の翌月までに請求しますので、請求月の25日までにお支払い下さい。

請求方法は原則金融機関からの口座引き落としとさせていただきます。

6 キャンセル料について

サービスのキャンセルについては、前日の営業時間内までに下記の連絡先にご連絡下さい。

TEL 0287-47-4171

当日のキャンセルについては 1 回につき 1000 円のキャンセル料を頂く場合があります。
ただし、ご利用者の急変、救急搬送などいたしかたない場合にはこの限りではありません。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

8 人権の擁護と虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 奥村 友
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員と雇用契約の内容とします。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(1) 利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連絡先	氏 名：	(続柄・ご関係)
	所 在 地：	
	電 話 番 号 (日中連絡のとれる)：	

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

(1) 損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

11 サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	所 在 地	栃木県大田原市加治屋 9 4 番地 1 0 6 コーポ吉崎 1 0 1
	窓 口 担 当 者	管理者 奥村 友
	苦情解決責任者	管理者 奥村 友
	受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
	電 話 番 号	TEL 0287-47-4171

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は栃木県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

大田原市役所 福祉課	所 在 地	栃木県大田原市本町 1-4-1
	電 話 番 号	0287-23-8707
那須塩原市役所 社会福祉課	所 在 地	栃木県那須塩原市共壘社 108-2
	電 話 番 号	0287-62-7135
矢板市役所 社会福祉課	所 在 地	栃木県矢板市本町 5-4
	電 話 番 号	0287-43-1116
栃木県 運営適正化委員会	所 在 地	栃木県宇都宮市若草 1-10-6 栃木福祉プラザ内
	電 話 番 号	0286-22-2941

12 第三者評価の実施

第三者評価の実施については現在実施されておりません。今後実施を行った場合には、実施の有無、実施日、実施した機関、評価の内容について情報を開示できるように致します。

令和 年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称：ナイスケアリング大田原

説明者名：

印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

利用者氏名：

印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代理しました。

代理人住所：

代理人氏名：

印

(続柄・ご関係)